

令和 2 年度

上里町 一 般 会 計 予 算 書
特 別 会 計

上 里 町

目 次

一 般 会 計

令和2年度	上里町一般会計予算	5
-------	-----------	-------	---

特 別 会 計

令和2年度	上里町国民健康保険特別会計予算	15
-------	-----------------	-------	----

令和2年度	上里町介護保険特別会計予算	21
-------	---------------	-------	----

令和2年度	上里町後期高齢者医療特別会計予算	27
-------	------------------	-------	----

令和2年度	上里町農業集落排水事業特別会計予算	33
-------	-------------------	-------	----

事 業 会 計

令和2年度	上里町水道事業会計予算	39
-------	-------------	-------	----

令和2年度	上里町下水道事業会計予算	45
-------	--------------	-------	----

令和 2 年 度

上 里 町 一 般 会 計 予 算

令和2年度 上里町一般会計予算

令和2年度上里町一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,827,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当、共済費及び旅費（ただし、報酬及び旅費については会計年度任用職員に係るものに限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月 日提出

上里町長 山下 博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 町 税		3,815,556
	1 町 民 税	1,625,058
	2 固 定 資 産 税	1,876,405
	3 軽 自 動 車 税	103,205
	4 町 た ば こ 税	210,888
2 地 方 譲 与 税		112,400
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	32,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	78,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	2,400
3 利 子 割 交 付 金		1,700
	1 利 子 割 交 付 金	1,700
4 配 当 割 交 付 金		12,000
	1 配 当 割 交 付 金	12,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		5,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		21,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	21,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		560,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	560,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		8,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	8,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		14,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金		20,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	20,000
11 地 方 交 付 税		950,000

(単位：千円)

款	項	金額
11 地方交付税	1 地方交付税	950,000
12 交通安全対策特別交付金		5,315
	1 交通安全対策特別交付金	5,315
13 分担金及び負担金		64,032
	1 負担金	64,032
14 使用料及び手数料		100,050
	1 使用料	89,231
	2 手数料	10,819
15 国庫支出金		1,146,620
	1 国庫負担金	985,425
	2 国庫補助金	155,499
	3 委託金	5,696
16 県支出金		726,463
	1 県負担金	488,968
	2 県補助金	179,085
	3 委託金	58,410
17 財産収入		5,194
	1 財産運用収入	5,174
	2 財産売却収入	20
18 寄附金		5,000
	1 寄附金	5,000
19 繰入金		456,360
	1 基金繰入金	456,357
	2 特別会計繰入金	3
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000

(単位：千円)

款		項	金 額
21 諸	収 入		57,410
		1 延滞金・加算金及び過料	8,332
		2 預 金 利 子	6
		3 貸 付 金 元 利 収 入	822
		4 雑 入	48,250
22 町	債		641,700
		1 町 債	641,700
歳 入		合 計	8,827,800

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		108,367
	1 議会費	108,367
2 総務費		1,190,462
	1 総務管理費	929,704
	2 徴税費	181,454
	3 戸籍住民基本台帳費	61,274
	4 選挙費	302
	5 統計調査費	17,123
	6 監査委員費	605
3 民生費		3,474,764
	1 社会福祉費	1,757,511
	2 児童福祉費	1,717,153
	3 災害救助費	100
4 衛生費		583,162
	1 保健衛生費	315,902
	2 清掃費	267,260
5 農林水産業費		143,621
	1 農業費	143,621
6 商工費		41,057
	1 商工費	41,057
7 土木費		776,674
	1 土木管理費	58,780
	2 道路橋りょう費	346,454
	3 河川費	47
	4 都市計画費	353,307
	5 住宅費	18,086

(単位：千円)

款	項	金額
8 消 防 費		566,525
	1 消 防 費	566,525
9 教 育 費		977,668
	1 教 育 総 務 費	312,091
	2 小 学 校 費	159,828
	3 中 学 校 費	70,329
	4 社 会 教 育 費	201,408
	5 保 健 体 育 費	234,012
10 公 債 費		944,783
	1 公 債 費	944,783
11 諸 支 出 金		717
	1 基 金 費	716
	2 貸 付 金	1
12 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,827,800

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 (令 和 2 年 度 取 得 分)	令和2年度以降	上里町土地開発公社が町の行う公共事業の用地の先行取得に要する額
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 (令 和 2 年 度 分)	令和2年度以降	当該資金の貸付により生じる融資平均残額の1.0%以内に相当する額
総 合 振 興 計 画 策 定 支 援 業 務 委 託	令和2年度から 令和3年度まで	6,556

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 舎 管 理 事 業	9,200	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	政府資金について は、その融資条件によ り、銀行その他の場合 には債権者と協定する ものによる。 ただし、町財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若 しくは繰上げ償還又は 低利に借りかえること ができる。
道 路 維 持 補 修 事 業	5,400			
道 路 新 設 改 良 事 業	55,700			
児 玉 工 業 団 地 ア ク セ ス 道 路 事 業	69,400			
災 害 対 策 事 業	157,700			
小 学 校 管 理 運 営 事 業	20,500			
公 民 館 管 理 事 業	3,800			
臨 時 財 政 対 策 債	320,000			
計	641,700			

令和 2 年度

上里町国民健康保険特別会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町国民健康保険特別会計予算

令和2年度上里町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,814,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び国民健康保険事業費納付金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		567,402
	1 国 民 健 康 保 険 税	567,402
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		1,977,156
	1 県 補 助 金	1,977,156
5 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
6 繰 入 金		264,497
	1 他 会 計 繰 入 金	264,496
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		5,010
	1 延 滞 金 及 び 過 料	5,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	7
歳 入	合 計	2,814,070

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		72,062
	1 総 務 管 理 費	68,249
	2 徴 税 費	3,299
	3 運 営 協 議 会 費	293
	4 趣 旨 普 及 費	221
2 保 険 給 付 費		1,934,490
	1 療 養 諸 費	1,687,943
	2 高 額 療 養 費	233,012
	3 移 送 費	109
	4 出 産 育 児 諸 費	10,926
	5 葬 祭 諸 費	2,500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		749,297
	1 医 療 給 付 費 分	495,097
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	190,909
	3 介 護 納 付 金 分	63,291
4 共 同 事 業 拠 出 金		1
	1 共 同 事 業 拠 出 金	1
5 保 健 事 業 費		50,419
	1 保 健 事 業 費	21,149
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	29,270
6 基 金 積 立 金		2
	1 基 金 積 立 金	2
7 諸 支 出 金		4,799
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,798
	2 繰 出 金	1
8 予 備 費		3,000

(単位：千円)

	項	金 額
8 予 備 費	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	2,814,070

令和 2 年度

上里町介護保険特別会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町介護保険特別会計予算

令和2年度上里町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,837,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和2年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		465,273
	1 介 護 保 険 料	465,273
2 国 庫 支 出 金		338,327
	1 国 庫 負 担 金	296,152
	2 国 庫 補 助 金	42,175
3 支 払 基 金 交 付 金		466,372
	1 支 払 基 金 交 付 金	466,372
4 県 支 出 金		258,711
	1 県 負 担 金	245,644
	2 県 補 助 金	13,067
5 繰 入 金		308,862
	1 一 般 会 計 繰 入 金	308,861
	2 基 金 繰 入 金	1
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		26
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	25
歳 入	合 計	1,837,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		75,178
	1 総 務 管 理 費	45,383
	2 徴 収 費	2,204
	3 介 護 認 定 審 査 調 査 費	27,357
	4 趣 旨 普 及 費	234
2 保 険 給 付 費		1,667,074
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,534,830
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	40,151
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	30,514
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	6,997
	5 審 査 支 払 手 数 料	895
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	53,687
3 基 金 積 立 金		4,972
	1 基 金 積 立 金	4,972
4 地 域 支 援 事 業 費		89,145
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	28,910
	2 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	60,235
5 諸 支 出 金		703
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	702
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	1,837,572

令和 2 年 度

上里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町後期高齢者医療特別会計予算

令和2年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 310,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料		220,355
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	220,355
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		77,835
	1 一 般 会 計 繰 入 金	77,835
4 繰 越 金		500
	1 繰 越 金	500
5 諸 収 入		12,267
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	9,363
	4 雑 収 入	2,901
歳 入 合 計		310,958

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		19,136
	1 総 務 管 理 費	17,777
	2 徴 収 費	1,359
2 後期高齢者医療広域連合納付金		290,410
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	290,410
3 諸 支 出 金		912
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	911
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	310,958

令和 2 年 度

上里町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町農業集落排水事業特別会計予算

令和2年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月 日提出

上里町長 山下博一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		250
	1 分 担 金	250
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,551
	1 使 用 料	2,551
3 国 庫 支 出 金		5,000
	1 国 庫 補 助 金	5,000
4 繰 入 金		10,360
	1 他 会 計 繰 入 金	10,360
5 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
6 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	18,262

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 事	業 費		12,891
		1 事	業 費
2 公	債 費		5,371
		1 公	債 費
歳 出		合 計	18,262

令和2年度

上里町水道事業会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度上里町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	13,106 戸
(2) 年 間 給 水 量	3,661,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	10,030 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
イ 配水管布設工事等	45,381 千円
ロ 老朽管更新事業	52,050 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	事 業 収 益	578,322 千円	
第 1 項	営 業 収 益	511,838 千円	
第 2 項	営 業 外 収 益	66,483 千円	
第 3 項	特 別 利 益	1 千円	
		支 出	
第 1 款	事 業 費	517,846 千円	
第 1 項	営 業 費 用	461,941 千円	
第 2 項	営 業 外 費 用	47,905 千円	
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円	
第 4 項	予 備 費	4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 192,557千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,987千円及び当年度分損益勘定留保資金133,816千円及び繰越利益剰余金処分別51,754千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	資本的収入			208,399 千円
第 1 項	企業債			143,700 千円
第 2 項	補助金			35,939 千円
第 3 項	負担金			28,760 千円
		支	出	
第 1 款	資本的支出			400,956 千円
第 1 項	建設改良費			115,571 千円
第 2 項	企業債償還金			285,385 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業 配水管布設工事等 老朽管更新事業	83,700千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上げ償還又は低利に借りかえることができる。
資本費平準化債	60,000千円			
計	143,700千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 53,165 千円 |
| (2) 交際費 | 10 千円 |

(利益剰余金の処分)

第 9 条 繰越利益剰余金のうち51,754千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 減債積立金 | 51,754千円 |
|-----------|----------|

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、5,436千円と定める。

令和2年3月 日 提出

上里町長 山下博一

令和 2 年 度

上里町下水道事業会計予算

議案第 号

令和2年度 上里町下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和2年度上里町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	990 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	381,042 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	1,044 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業 汚水管渠築造事業	81,807 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	242,017 千円
第 1 項 営 業 収 益	77,434 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	164,582 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	235,627 千円
第 1 項 営 業 費 用	192,079 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	42,547 千円
第 3 項 特 別 損 失	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 83,654千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,340千円及び過年度分損益勘定留保資金 9,706千円及び当年度分損益勘定留保資金 65,608千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第 1 款 資本的収入	192,917 千円	
第 1 項 企業債	124,000 千円	
第 2 項 国庫補助金	16,000 千円	
第 3 項 分担金及び負担金	3,677 千円	
第 4 項 出 資 金	32,121 千円	
第 5 項 他会計補助金	17,119 千円	
	支 出	
第 1 款 資本的支出	276,571 千円	
第 1 項 建設改良費	164,658 千円	
第 2 項 企業債償還金	111,913 千円	

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	91,900千円	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構について、利 率見直しを行った後 においては、当該見直 しの利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には債 権者と協定するものによる。 ただし、企業財政その他の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 若しくは繰上げ償還又は低利に借り かえることができる。
流域下水道事業 建設負担金	32,100千円			
計	124,000千円			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 27,747 千円

令和2年3月 日 提出

上里町長 山下博一